

津山市廃棄物処理施設跡地対策委員会傍聴取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、津山市審議会等の設置及び運営に関する指針(平成17年4月1日施行)に基づき、津山市廃棄物処理施設跡地対策委員会(以下「委員会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

第2条 傍聴者の定員は、5人とする。

2 会長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは定員を変更することができる。

(傍聴の手続)

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、会議開催時刻30分前までに傍聴者受付名簿に住所、氏名等を記入し、会長に申出をしなければならない。

2 傍聴の申出をした者が前条に規定する定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定するものとする。

(傍聴許可証)

第4条 会長は、前条の規定による傍聴者に対し、会議の開会15分前に傍聴許可証を交付しなければならない。

2 傍聴許可証の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、会議を傍聴することができる。

3 傍聴許可証の交付を受けた者は、会場にあるときは傍聴許可証を常時着用し、傍聴を終えたときは、傍聴許可証を返還しなければならない。

(傍聴をすることができない者)

第5条 次の各号に該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類又は拡声器を持っている者

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童は、会場に入ることができない。ただし、会長の許可を得たときはこの限りでない。

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議場において発言しないこと。

(3) みだりに席を離れないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、会議を非公開とする決定があったときは、すみやかに退場しなければならない。

(その他)

第8条 会長は、この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し臨機の処置をとることができる。

付 則

この要領は、平成26年 5月 1日から施行する。